平成２４年（フ）第４４号
釧路市浦見５丁目２番11号　平アパート
債務者　井上由美子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第９７号
栃木県宇都宮市西川田６丁目５番８号、前住所栃木県宇都宮市今宮１丁目17番10号
債務者　加藤　愷之
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３８０号
神奈川県鎌倉市小袋谷１丁目９番36号　コーポ美好202号
債務者　堀越　乃信
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１５号
横浜市港北区大曽根１丁目３番11号
債務者　及川　嘉弘
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１６号
横浜市港北区大曽根１丁目３番11号
債務者　及川　悦子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７１号
横浜市南区浦舟町１丁目16番地１　パーク・ノヴァ横浜阪東橋516
債務者　松浦　有記（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４７号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地25棟508号
債務者　足利　法次
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６号
熊本県天草市城下町１番40号
債務者　平石　勝正
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月10日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第８１号
長野県佐久市新子田1943番地１　ラフィネ201号
債務者　三石　静子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第７７８号
岡山市北区田中162番地102
債務者　板﨑堅志郎
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８５号
岡山県和気郡和気町益原555番地
債務者　山﨑　哲也
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２３年（フ）第５２号
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区田代6365番地１
破産者　田原工業株式会社
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第８３号
新潟県上越市新光町２丁目８番26号
破産者　長沢　宏也
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第１５４号
長野県安曇野市豊科高家426番地
破産者　竹内啓一郎
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１１７号
愛知県豊橋市下五井町天王17番地の１　１―202
破産者　泉　　裕治
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第８３号
鳥取県鳥取市大覚寺60番地１、破産手続開始決定時の住所三重県名張市つつじが丘北５番町224番地
破産者　西村　憲一
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部